

令和 2 年 第 6 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 6 月 5 日（金） 午前 9 時 00 分～9 時 28 分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員（34人）

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
4 番 津田 保 委員	5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員
7 番 吉原春樹 委員	8 番 赤坂隆義 委員	9 番 中村勝郎 委員
10 番 野田弘之 委員	11 番 宮崎裕二 委員	12 番 岩石 学 委員
13 番 井崎陽子 委員	14 番 池上勝文 委員	16 番 香月伸幸 委員
18 番 森口弘実 委員	19 番 川崎敏樹 委員	20 番 小柳眞佐美 委員
21 番 森 邦之 委員	22 番 石田義明 委員	23 番 小野愛子 委員
24 番 山口八州男 委員	25 番 田口千津子 委員	26 番 片渕秋正 委員
27 番 松尾利助 委員	28 番 光武直広 委員	29 番 溝上博信 委員
30 番 永石恒弘 委員	32 番 南條喜代己 委員	33 番 中村康則 委員
34 番 溝口修一郎 委員	35 番 木下善明 委員	36 番 中村秋男 委員
37 番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員（2人）

15 番 香月幸雄 委員 17 番 吉岡保則 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 令和 2 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定について
(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
(6) 下限面積の設定・公表について
(7) 農業委員会促進事務等活動計画について

報告事項 (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届出について

業務連絡事項 (1) 第 7 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	課長補佐兼農地農政係長	香月康彦
農地農政係長	吉原 浩	農地農政係	川崎正己

7. その他出席職

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和2年6月第6回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、19番川崎敏樹委員から遅れる旨の連絡がっております。

また、15番香月幸雄委員、17番吉岡保則委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は36名中33名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。

ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、34番溝口修一郎委員、36番中村秋男委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第76号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第76号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第76号。権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地は、大字牛屋字大五搦〇〇番、田2,260㎡です。

貸付人は、白石町大字新明〇〇番地、親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字新明〇〇番地、子である〇〇さんです。

耕作面積は、田29,842㎡、畑487㎡、計30,329㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対しての使用貸借権の設定をしたものです。

期間は、令和2年6月5日から令和22年6月4日でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第76号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第76号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 77 号＝

議長 続きます、議案番号第 77 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 77 号。権利の種類は所有権移転（贈与）。
申請農地は、大字福富下分字一ノ間〇〇番、田 558 m²です。
譲渡人は、小城市三日月町樋口〇〇番地、〇〇さんです。譲受人は、江北町大字
佐留志〇〇番地、〇〇さんです。
耕作面積は、田 103,381 m²、畑 34,445 m²、計 137,826 m²です。
稼働力は男 2 名、女 1 名です。
申請の事由は、譲渡人の要望でございます。議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として 5 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。
申請農地については、譲受人が耕作されており、今回、譲渡人の要望により申請
されました。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約
束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ござ
いましたらどうぞ。

〇番 〇〇さんと言うのは、〇〇さんという方の息子さんですか。

事務局長 はい。そうです。

〇番 隣近所に田んぼがあるわけでもなく、こういう三角田を貰ったところで仕事をし
にくいのではと思ったのですが、親子だったらいいです。

議長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 77 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 77 号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

＝議案番号第 78 号＝

議長 続きます。2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 78 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 78 号。申請農地は、大字新明〇〇番、田 200 m²です。
申請者は、白石町大字新明〇〇番地、〇〇さんです。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は農用地区域内農地。
農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として 5 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農業用機械倉庫の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 78 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 78 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 79 号＝

議長 続きます。3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 79 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 79 号。権利の種類は所有権移転（贈与）です。
申請農地は、大字牛屋字二本松〇〇番、畑 298 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第2種農地。

農地区分の該当事項は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることとございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可しうるものとございます。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4ページから5ページをご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いしません。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として5月28日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、子が親から農地の贈与を受けて、夫名義の住宅、駐車場を整備するというものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、一部が以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番〇〇です。先ほど、〇〇委員も言われたように、この方たちは親子ですか。〇〇さんが親ですか。

事務局長 そうです。

〇番 〇〇さんが娘ですか。

〇番 はい。娘です。

〇番 〇〇さんは娘ですね。なぜ質問したかと言いますと、事務局にお願いになるのですが、資料に親なら親、子なら子とワンポイントでも書いていただいたら、この質問はしなくて済みますのでお願いたします。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 79 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 79 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 80 号 =

議長 続きまして、4.「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定について」、議題とします。議案番 80 号、事務局に説明を求めます。

事務局 説明の前に、1 カ所訂正をお願いいたします。農用地集積利用計画、ページ番号が 12 ページ。整理番号 23 番、借り手〇〇さん、貸し手〇〇さん、この中で貸し付ける農地が、大字福富興福四区となっておりますけれども、大字が福富下分でございました。大変申し訳ありません。追記のほうをよろしくお願ひします。

それでは、議案番号第 80 号、令和 2 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定についてご説明いたします。

始めに、今回「所有権移転関係」はございません。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。1 ページから 9 ページにかけて 98 件、10 ページから 13 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 30 件、合わせて 128 件の計画が提出されています。賃借権設定が 125 件、使用貸借権設定が 3 件となっています。そのうち新規が 31 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 21 件で、再設定は 97 件でした。今回の利用権の総面積は 711,494 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは 10 件、個人によるものが 88 件、農地中間管理機構によるものが 30 件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 24 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 128 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。利用権設定について審議します。これについては議事参与の制限がございます。○番〇〇委員、○番〇〇委員、○番〇〇委員、○番〇〇委員、○番〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。それでは、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 80 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 80 号（利用権設定）につ

いては、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 81 号～議案番号第 82 号＝

議長 続きますして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。農地の売渡し希望、議案番号第 81 号から議案番号第 82 号まで事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 81 号。申出農地は、大字福富字柳〇〇番、田 1,480 m²でございます。あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、離農による農地の処分でございます。議案の位置図は、6 ページをご覧ください。

議案番号第 82 号。申出農地は、大字福富下分字第二田渕〇〇番、田 3,414 m²、同じく〇〇番、田 3,059 m²、同じく〇〇番、田 1,804 m²、〇〇番、田 1,833 m²、計 10,110 m²でございます。あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は規模縮小による農地の処分でございます。議案の位置図は、7 ページをご覧ください。

議長 議案番号第 81 号から議案番号第 82 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 81 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 82 号

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 81 号は〇番〇〇委員と〇番〇〇委員、82 号は〇番〇〇委員と〇番〇〇委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 81 号につきましては〇〇、議案番号第 82 号につきましては〇〇でございます。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いします。

＝議案番号第 83 号＝

議長 続きますして、6.「下限面積の設定・公表について」を議題とします。議案番号第 83 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 83 号、下限面積（別段面積）の設定・公表についてということで、資料のほうは位置図の次に 1 枚紙をつけていたと思いますので、そちらを見ていただきたいと思います。

農業委員会の適正な事務実施についての規定によりまして、農業委員会は毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することになっています。そのため、今年度の下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について提案いたします。昨年は「白石町空き家バンク」に登録されている宅地に付随する農地を希望する者は下限面積1㎡で承認を受けたところでございますけれども、今年の4月から「空き家バンク」が、「空き家・空き地バンク」になりまして、空き地につきましても、空き家と同様の取り扱いができるようになりました。このことから、資料の中ほどにあります表の対象者の3番のところですが、「白石町空き家・空き地バンク」に登録されている宅地に付随する農地を希望する者は下限面積1㎡として計算して、出しているところでございます。ご審議かたよろしく申し上げます。

【下限面積（別段面積）の設定】

設定地域	対象者	下限面積
町内全域	1 通常の農業者	5,000㎡（50a）
	2 青年等就農計画の認定を受けている者 （白石町認定新規就農者）	1,000㎡（10a）
	3 「白石町空き家・空き地バンク」に登録されている宅地に付随する農地を希望する者	1㎡（0.01a）

議長 説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ありませんか。

（質問、意見なし）

議長 ございませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第83号賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第83号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第84号＝

議長 続きまして、7.「農業委員会促進事務等活動計画の承認について」を議題とします。議案番号第84号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第84号、農業委員会促進事務等活動計画ですけれども、5月の総会で●●いただきました案から、少し修正をしております。そこだけ、説明をさせていただきますと思います。まず、9ページのほうの令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の表の配置が少し変わっておりますので、農家数ですけれども、上と下が入れ替わっております。それについては、数字の変更はしていません。あと先月ご●●いただいた分で、まず4ページの一番上、遊休農地に関する措置に関する評価の管内の農地面積（A）というのが、先月は5,871haということでご提案

していたのですけれども、ここに記載すべき数字が、2 ページの一番上の管内の農地面積 5,870ha に平成 31 年 4 月現在の遊休農地面積を加えた面積がここに挙がるべきと確認をいたしまして、5,872.5ha ということで修正をいたしております。あと、11 ページを開いていただきたいと思います。IV. 遊休農地に関する措置ということで令和 2 年度の目標及び活動計画の農地の利用状況の調査につきましては、今年度は農業委員の改選がございますので、時期を少し遅らせて実施をする予定でありまして、その関係で少し時期を遅らせて修正をいたしております。少し、補足ですけど、管内の農地面積につきましては、1 ページの耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入とありまして、統計の資料から持ってきておりますけれども、この資料の数値が 4 桁の場合については 1 桁目の数字を●●●ということで、1 桁目をまるめてありますので、10ha 代で移動をするような表現になっております。実際、10ha までは転用とか●●●四捨五入によっては●●●と考えております。以上です。よろしくをお願いします。

議長 ただいま、説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ありましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第 84 号賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 84 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- (1) 合意解約の報告
- (2) 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- (1) 令和 2 年第 7 回農業委員会総会の日時及び場所
- (2) その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 28 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員